

社会福祉法人 宏正会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人宏正会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。
- (5)理事は、理事長と業務執行理事と非常勤理事を言う。
- (6)常勤役員は週3日以上勤務する者を言う。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤役員で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。
- 4 常勤役員の立場を有する者については、月単位の報酬を支給する。ただし、理事会等に参加した場合に支給される非常勤理事に準じる報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間840万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額、別表第1「常勤役員等の報酬」の内から、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 4 非常勤理事に対する報酬は、別記4①「非常勤役員等の報酬」に定める額とする。

5 各々の監事の報酬は、別記4③「非常勤役員等の報酬」に定める額とする。

6 各々の評議員の報酬は、別記4②「非常勤役員等の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程中の通勤手当に準ずる。

3 常勤役員以外の理事評議員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、一律1000円とする。

4 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月末日または給与規定に定める支給日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤及び監事並びに評議員の報酬等及び業務執行理事の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬給与規定第2条に準ずる

(2) 賞与毎年7月、12月

(3) 退職手当任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎

として日割によって計算する。

- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は平成29年6月30日から施行する。

この規程は平成30年6月30日に変更し施行する。

この規程は令和1年12月19日に変更し施行する。

この規程は令和3年4月1日に変更し施行する。

この規程は令和5年3月10日に変更し施行する。

別表第1 (常勤役員等の報酬) ※当事者の申し出により無償とすることができる
(税込)

号	月額(円)		
1	700,000円	2	600,000円
3	500,000円	4	450,000円
5	300,000円	6	240,000円
7	200,000円	8	150,000円

日額の場合は別表第4を適用する。

別表第2 (常勤役員等の賞与) ※当事者の申し出により無償とすることができる (税込)

7月の賞与 報酬月額×1か月分

12月の賞与 報酬月額×1か月分

別表第3 (退職手当) ※当事者の申し出により無償とすることができる (税込)

最終報酬月額×在籍年数×係数

上記在任年数は1ヵ年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第4 非常勤役員等の報酬 (税込)

① 理事：理事会出席の都度、報酬として

一人一律10,000円+費用弁償+交通費1,000円

理事長命により法人の業務を行ったとき、

20,000円(税込)／日(半日単位可能)+費用弁償(実費経費・交通費等)

② 評議員：評議員会出席の都度、報酬として

一人一律10,000円+費用弁償+交通費1,000円

理事長命により法人の業務を行ったとき、

20,000円(税込)／日(半日単位可能)+費用弁償(実費経費・交通費等)

③ 監事 理事会・評議委員会出席の都度、報酬として

一人一律10,000円+費用弁償+交通費1,000円

理事長命により法人の業務を行ったとき、

10,000円(税込)／日(半日単位可能)+費用弁償(実費経費・交通費等)

監事監査に対して、20,000円/日+交通費1,000円

別表第5 (職員給与との併給) (税込)

① 役員毎の役員報酬額を定める。当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて下記表を上限とする役員報酬を支給する。

理事長・常勤理事 月額上限100,000円 理事 月額上限 50,000円